

4 文科施第 3 5 0 号
令和 4 年 1 1 月 2 4 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各指定都市市長
各国立大学法人の長
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体の長
各文部科学省所轄学校法人理事長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の
認定を受けた地方公共団体の長
各大学共同利用機関法人機構長
国立教育政策研究所長
科学技術・学術政策研究所長 殿
日本学士院長
日本芸術院長
各文部科学省独立行政法人の長
日本私立学校振興・共済事業団理事長
公立学校共済組合理事長

文部科学省大臣官房長
望月 禎

文部科学省防災業務計画の修正について（通知）

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 36 条第 1 項の規定に基づき、文部科学省防災業務計画を修正したので通知します。ついては、貴職において、防災担当部局と連携し、必要に応じ各種計画を改定等いただくようお願いします。

なお、都道府県教育委員会教育長においては、所管の学校及び指定都市を除く域内の市区町村教育委員会に対し、指定都市教育委員会教育長においては、所管の学校に対し、都道府県知事においては、所轄の学校及び学校法人等並びに域内の市区町村認定こども園所管部局、所轄の認定こども園及び認定こども園の設置者に対し、附属学校を置く国公立大学長においては、その管下の学校に対し、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長においては、所轄の学校及び学校設置会社に対しても周知いただくようお願いします。

○文部科学省防災業務計画（令和 4 年 1 1 月 2 4 日）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/gyoumu/1329040.htm

担当 大臣官房文教施設企画・防災部
参事官（施設防災担当）付防災調整係
電話 03-5253-4111（内線 2290）